

入
札
条
件

- 1 受注者は、建築工事の施工に当たっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版」いずれも（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によること。公営住宅法による住宅建設の場合は「公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）」（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）及び「公共建築木造工事標準仕様書（平成28年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によること。
- 2 当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。
- 3 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。
- 6 落札者は、現場説明書において契約保証金を「納付」とした場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。
- 7 主任技術者又は監理技術者と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第315号）」（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）における「2-4 監理技術者等の雇用関係」によること。
 契約後の主任技術者又は監理技術者の変更は、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第315号）」における「2-2 監理技術者等の設置」の「(4) 監理技術者等の途中交代」に記載された事由による場合のみ認める。
 ※監理技術者制度運用マニュアルについては国土交通省HPを参照のこと。
- 8 現場代理人について
 現場代理人の配置については、「周南市建設工事に係る現場代理人取扱要領」によること。
- 9 入札に当たっては、設計書の本工事費内訳表及び工種明細表に記載のある施工名称等に対応する数量、単価及び金額等を表示した工事費内訳書を提出すること。
- 10 入札に当たっては、「周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱」又は「周南市低入札価格に関する事務取扱要綱」を熟知すること。
- 11 当該工事が、入札参加者からの技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である場合は、総合評価に関する事項を以下のとおりとする。
 - (1) 入札参加者は別に定める日までに、総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）を提出すること。
 また、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。
 - (2) 技術提案資料とは、(3)で求める評価項目について入札参加者が必要事項を記載する資料のことをいう。
 - (3) 提出を求める評価項目及び配点等については、入札公告において指定する。
 - (4) 技術提案資料について、(3)に基づき各評価項目得点の合計（以下「加算点」という。）を算出する。
 - (5) 落札者の決定方法については以下のとおりとする。

入
札
条
件

- ① 標準点(100点)に加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除したものを評価値とする。
- ② 入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあり、また評価値が標準点を入札書比較価格で除した値(基準評価値)を下回らない者で、低入札価格調査制度において不落札でない者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。
- (6) 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。また提出された技術提案資料は返却しない。
- (7) 受注者は、「簡易な施工計画」において提案した施工計画のうち、点が付与された項目については、技術提案資料の内容に沿った施工をすること。受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた工事成績評定点を減点する。また、不誠実な行為として取り扱うことがある。技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。
- (8) 「技能士等の活用」の項目において点を付与された場合、工事完成時に指定したすべての工種(種別)において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できる資料(工程表、日報等)を提出すること。提出された資料により指定したすべての工種(種別)において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。
- (9) 「市内資材の活用」で、市内資材を活用するとして点を付与された場合には、工事完成時に市内資材であることが確認でき、また、購入実績が確認できる資料(納品伝票の写し等)を提出すること。併せて、工事完成時には、請負工事代金にかかわらず「資材利用状況報告書」を提出すること。提出された資料により、発注者が指定した資材について、市内資材の活用が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。
- (10) 「市内企業の下請活用」の項目において点を付与された場合、下請契約の総額にかかわらず施工体系図を提出すること。また、この場合、百万円以上の下請負人(二次下請以降を含む。)との契約締結後、契約内容及び契約額等が確認できる資料(契約書の写し等)を速やかに提出するものとし、下請負人との契約を変更する必要性が生じた場合は、速やかに変更契約を締結し同資料及び変更後の施工体系図を提出すること。また、工事完成時には、上記資料にあわせ請負工事代金にかかわらず「下請工事発注状況報告書」を提出すること。
- 提出された資料により入札公告時に提示した要件に基づく「市内企業の下請活用」と同じ評価ができない場合は、(7)と同様の取扱いとする。
- なお、この評価に当たり、当初百万円未満の下請工事が変更設計に伴う数量増等受注者の責によらない理由により百万円以上となった場合、及び当初百万円以上の下請工事が変更設計に伴う数量減等受注者の責によらない理由により百万円未満となった場合は、当該下請工事は評価の対象としない。
- (11) 契約締結後、受注者が上記7により配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。これ以外の配置技術者の変更を行う場合は、(7)と同様の取扱いとする。
- なお、配置技術者を変更する場合、入札公告時に提示した「施工経験」において評価対象とする工事は「受注者が変更を通知する日の属する年度の8年前の年度の4月1日から受注者が変更を通知する日までに完成し、引き渡しが完了した同種工事」とし、「継続学習取組状況」において評価対象とする取組状況は「受注者が変更を通知する日の属する年度の4月1日から受注者が変更を通知する日までの間の任意の日から1年前の間」の取組状況とする。
- (12) 契約締結前の入札参加者の配置技術者の変更は、事後審査方式の場合(配置技術者からのヒアリングを行った場合を除く)に限り認める。この場合、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者の技術評価結果と同等以上の評価を受けることができる者に、入札参加資格審査時までに変更しなければならない。なお、配置技術者を変更した場合でも、加算点の変更は行わない。
- (13) 工事完了後、技術提案資料に関する不履行等が発覚した場合は、(7)と同様の取扱いとする。

指示事項

- 1 受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材の購入及び市内取扱い業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。
- 2 受注者は、下請負人を必要とする工事については、市内建設業者の活用に努めること。また、下請けの有無にかかわらず、すべて「下請予定表」を提出すること。
受注者は、下請工事がある場合には「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」を提出すること。
なお、「下請予定表」は工事着手前までに、また、「施行体制台帳の写し」および「施工体系図の写し」は下請工事の着手前までに提出すること。
- 3 受注者は、工事の施工に当たって、国土交通省が排出ガス対策型建設機械として指定した建設機械を使用すること。なお、排ガス対策型による施工が困難な場合は、監督職員と協議すること。また、国土交通省が「低騒音型建設機械」として指定した建設機械については、その使用に努めること。
- 4 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。
- 5 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月国土交通省）、「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月環境省）に基づき、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。また、工事完了後は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提出すること。
再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を提出すること。
なお、COBRISにより作成できない場合は、山口県技術管理課ホームページに掲載の「再生資源利用〔促進〕計画書・実施書」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のEXCELデータを提出すること。
※建設副産物情報交換システムを参照のこと。
- 6 受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、コリンズ（工事实績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。
なお、提出の期限は、以下のとおりとする。
 - (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
 - (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
監督職員と協議し、承諾を得ること。なお、この場合、設計図書の取扱いは次のとおりとする。
 - (3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかに変更があった場合は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に変更データを提出すること。
- 7 建設副産物実態調査への協力について
受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。
- 8 受注者は、建設コンサルタント等に委託した担当技術者が配置された場合には、次の各号によらなければならない。
 - (1) 担当技術者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
ただし、担当技術者は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものとする。
 - (2) 監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を担当技術者を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。
 - (3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。
 - (4) 担当技術者等が配置された場合の監理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途通知する。

指示事項

- 9 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）の対象工事となった場合
- (1) 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。
 - (2) 法第13条及び省令第4条の規定する書類を監督職員に提出すること。
 - (3) 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第13条及び省令第4条に基づく書面に基づき作成される。
 - (4) 法第13条及び省令第4条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。
 - ① 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。
 - ② 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。
 - (5) 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。
- 10 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について
- (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
 なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領」別表の措置基準「25 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9か月の指名停止措置を検討する。
 - (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
 - (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
 - (4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。
- 11 道路工事現場等における工事情報看板・工事説明等に係る標示については特記仕様書の通りとし、記載内容、設置位置等については、監督職員と事前に協議すること。
- ~~12 中間技術検査について
 原則として、1回の中間技術検査を実施する。検査実施段階等については別途指示する。~~